

食品安全委員会（第872回会合）議事概要

日 時：令和4年9月6日（火） 14：00～14：47

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか6名出席

動画配信：一般20名、行政6名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等 2品目（評価要請の取下げ）
RG-V1株を利用して生産されたL-バリン
VAL-No. 5株を利用して生産されたL-バリン

→厚生労働省から説明

本件については、食品健康影響評価要請が取り下げられたものと認め、遺伝子組換え食品等専門調査会における調査審議は中止することとなった。

(2) 添加物専門調査会における審議結果について

- ・ 「L-システイン塩酸塩」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・ 「アンプロリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「セフロキシム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 添加物「フィチン酸カルシウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、

「フィチン酸カルシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量（ADI）を特定する必要はないと判断した」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散2%）」に係る食品健康影響評価について
- ・ 動物用医薬品「牛ウイルス性下痢ウイルス（*N^{pro}*及び*E^{rn}s*遺伝子欠損1型・2型）生ワクチン（ボベラ）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、

「クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散2%）」及び「牛ウイルス性下痢ウイルス（*N^{pro}*及び*E^{rn}s*遺伝子欠損1型・2型）生ワクチン（ボベラ）」が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。